

第18号議案

ふじみ野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

ふじみ野市水道事業給水条例（平成17年ふじみ野市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「同意書等」を「同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をしたこと分かる資料若しくは当該通知をした旨の誓約書」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。